

土浦市ラブホテルの建築等に関する指導要綱

土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱(昭和59年土浦市告示第57号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、本市におけるラブホテルの建築等に関し、建築主に必要な指導を行うことにより、健全な生活環境の確保及び善良な風俗の保持並びに青少年の健全な育成を図り、もって市民の快適で良好な社会環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置するものを除く。

(2) ラブホテル 旅館等のうち次のいずれかに該当するものをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次条第1項において「法」という。)第2条第6項第4号に掲げる営業を行う施設

イ 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する施設で、形態又は色彩その他の意匠が著しく派手又は奇異であるもの

(3) 建築等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替、同法第87条第1項に規定する用途の変更及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項に規定する工作物の建設をいう。

(4) 建築主 建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。

(事前協議)

第3条 建築主は、市内において旅館等の建築等をしようとするときは、次に掲げる手続(当該手続が不要な建築等にあつては、当該建築等に係る工事の着手)を行う前に市長と協議するものとする。ただし、別表に掲げる

地域において、法第2条第6項第4号に掲げる営業に係る法第27第1項の規定による届出をしている場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による申請、同法第32条第1項若しくは第2項の規定による協議又は同法第43条第1項第53条第1項又は第65条第1項の許可の申請

2 前項の場合において、建築主は、旅館等建築等事前協議申出書（様式第1号）に次の表の左欄に掲げる図書（それぞれ同表の右欄に掲げる事項が記載されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

付近見取図（縮尺2500分の1程度のもの）	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
配置図（縮尺200分の1程度のもの）	縮尺、方位、敷地内における建築物の位置、敷地の接する道路及び外構（駐車場、門、塀、植栽その他の敷地内にある当該建築物又は工作物以外の構造物をいう。）
各階平面図（縮尺200分の1程度のもの）	縮尺、方位、各室の用途、各室の床面積、客室の定員及び附帯設備
立面図（縮尺200分の1程度のもの）	縮尺、外壁の色彩及び全周
看板姿図（縮尺100分の1程度のもの）	縮尺、形態及び色彩
その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項

（ラブホテルの該当性の判定）

第4条 市長は、前条第2項に規定する申出書の提出があったときは、建築主が建築等をしようとする旅館等がラブホテルに該当するか否かを判定し、当該判定の結果を旅館等建築等事前協議結果通知書（様式第2号）により当該建築主に通知するものとする。

（ラブホテルの建築等に関する指導等）

第5条 市長は、前条の規定によりラブホテルに該当すると判定したときは、建築主に対し、当該ラブホテルの建築等の計画の変更、中止その他必要な措置を講ずるよう文書により指導するものとする。

2 建築主は、前項の規定による指導を受けたときは、市長が指定した期間

内に、当該指導に基づいて講じた措置の内容を市長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱取扱要領の廃止)

2 土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱取扱要領（昭和59年土浦市告示第58号）は、廃止する。

(土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)

3 土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和4年土浦市告示第114号）の一部を次のように改正する。

別表土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱取扱要領（昭和59年土浦市告示第58号）の項を削る。

別表（第3条関係）

桜町二丁目3088番地2及び3088番地3 桜町二丁目3089番地1及び3089番地2 桜町二丁目3090番地1及び3090番地2 桜町二丁目3091番地1及び3091番地2 桜町二丁目3091番地4から3091番地20まで 桜町二丁目3092番地1から3092番地3まで 桜町二丁目3093番地1から同3093番地10まで 桜町二丁目3094番地1 桜町二丁目3095番地1から3095番地9まで 桜町二丁目3096番地1から3096番地3まで 桜町二丁目3097番地1から3097番地6まで 桜町二丁目3098番地1から3098番地3まで 桜町二丁目3099番地1から3099番地5まで 桜町二丁目3100番地2及び3100番地3

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日 年 月 日

（申出先）土浦市長

申出者

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

旅館等建築等事前協議申出書

土浦市ラブホテルの建築等に関する指導要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

代理者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	電話番号			
旅館等の概要				
名称				
所在地				
用途地域				
建築等の種別		新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 工作物の建設		
敷地面積		m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
構造		造	階数	階建て
客室	種別	定員・室数		収容人員※
	洋室	人用： 室	人用： 室	人
		人用： 室	人用： 室	
		人用： 室	人用： 室	
	和室	室		人
計	室		人	
工事予定期間		年 月 日から	年 月 日まで	
開業予定年月日		年 月 日		

※ 収容人員の欄は、洋室は宿泊定員を記入し、和室は室数の 2 倍の人数を記入すること。

施設	ロビー	床面積	m <sup>2</sup> (収容人員: 人)
		フロントに	<input type="checkbox"/> 面する <input type="checkbox"/> 面しない
	食堂	設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		床面積	m <sup>2</sup> (収容人員: 人)
		営業時間	時 分 から 時 分まで
	休憩での利用		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	休憩料金の外部表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	出入口の見通し		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	フロント	従業員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		カーテン等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
面接		<input type="checkbox"/> 従業員と客がお互いの上半身を視認可能 <input type="checkbox"/> その他	
鍵の受渡し		<input type="checkbox"/> 従業員と面接する <input type="checkbox"/> その他 ( )	
レンタルルームその他専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する個室		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
構造	駐車施設	屋根又は天井	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		側壁	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		客室との位置関係	<input type="checkbox"/> 客室に接続する <input type="checkbox"/> 客室に隣接する <input type="checkbox"/> 玄関、フロントその他の共用部分を利用せずに客室と往来可能 <input type="checkbox"/> その他 ( )
設備	設備	振動し、又は回転するベッド	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		特定用途鏡	<input type="checkbox"/> 有 (鏡の面積: m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
		飲料以外を提供する自動販売機	<input type="checkbox"/> 有 (提供する物品: ) <input type="checkbox"/> 無
	料金の支払	自動精算機その他これに類する設備	<input type="checkbox"/> 有 (従業員との面接 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
そ	外観	外壁の色	添付立面図のとおり (マンセル値記入)



第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



旅館等建築等事前協議結果通知書

年 月 日付けで協議の申出があった旅館等の建築等について、土浦市ラブホテルの建築等に関する指導要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 申出者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 2 旅館等の名称及び所在地
- 3 ラブホテルに該当するか否かの判定結果